

第 11 号議案 定款施行細則の改訂について

定款施行細則の第 6 条学会誌の発行は、2018 年 3 月 24 日開催の第 76 回理事会で年 3 回発行から年 2 回発行へと変更され、2018 年 5 月 20 日開催の第 5 回定時代議員総会で承認されました。

また、同第 22 条会費の入会金と年会費は、2019 年 3 月 23 日開催の第 79 回理事会で入会金 5,000 円から 6,000 円へ、個人年会費 10,000 円から 12,000 へ、学生年会費 5,000 円から 6,000 円へとそれぞれ改定決議され、2019 年 5 月 19 日開催の第 6 回定時代議員総会で承認されました。

よって、定款施行細則の第 6 条を、2018 年 3 月 24 日改訂、2018 年 5 月 20 日施行とし、同第 22 条を、2019 年 3 月 23 日改訂、2020 年 4 月 1 日施行とします。